平成２２年（フ）第１２４８号
札幌市豊平区豊平５条10丁目３番５号　グレイス豊平302号、申立時の住所札幌市豊平区豊平３条７丁目２番３―305号
債務者　田丸　詩恵（旧姓鶴岡）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９７号
札幌市西区発寒７条11丁目４番26号
債務者　村上　　博
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９８号
札幌市西区発寒７条11丁目４番26号
債務者　村上　敬子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４０号
札幌市北区篠路１条８丁目３番８号　コーポサンケイ
債務者　笹森　　博
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３４１号
札幌市北区篠路１条８丁目３番８号
債務者　笹森　勝広
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１３６０号
札幌市東区北21条東７丁目１番41号　山川マンション５号
債務者　鈴木えつ子（変更前の名恵智子）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４２号
岩手県花巻市四日町３丁目19番10号　アースリーパラダイスＡ101号、住民票上の住所秋田県仙北郡美郷町本堂城回字馬場271番地２
債務者　高橋美香子
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第１３８号
群馬県富岡市岡本2203番地
債務者　木口　誠一
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第２２８号
埼玉県春日部市東中野1405番地４
債務者　渋谷　まみ
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１４７号
埼玉県深谷市大谷132番地
債務者　関口　絹代（旧姓正田）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１６号
新潟県燕市秋葉町２丁目１番11号、住民票上の住所新潟県三条市諏訪１丁目13番６号
債務者　富田　幸二
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２１号
新潟県加茂市桜沢４番２号
債務者　坪谷　弘司
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第２２号
新潟県加茂市大字宮寄上1181番地
債務者　佐藤　知弘
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３４号
新潟県三条市直江町３丁目10番18―４号　ディアコートＡ―101号室
債務者　武田　洋子（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第３８号
新潟県三条市泉新田495番地29
債務者　長谷川聡子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２２年（フ）第１６７号
静岡県沼津市大塚1010番地の14　県営原団地Ｈ―303
債務者　工藤　芳美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２６２号
熊本市新南部３丁目２番81号
債務者　後藤　富美（旧姓穴見）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで　熊本地方裁判所民事第１部